

福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター登録要綱（学外者用）

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター（以下「センター」という。）が行う、社会貢献・ボランティア活動に携わる個人及び団体のセンター登録に関する事項を定める。

（登録）

第2条 登録対象者は、社会貢献・ボランティア活動を行う個人及び団体（政治・宗教活動を目的とする個人及び団体を除く。）、その他福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター長（以下、「センター長」という。）が適切と認める個人及び団体とする。

- 2 新規登録、登録の変更及び取り消しについては、その都度受付ける。
- 3 センター長は、登録台帳を整備するとともに、活動記録を整備する。

（支援内容）

第3条 センターは、登録した個人及び団体に対し、次の各号の支援を行う。

- (1) 学生ボランティア活動
- (2) 地域での学生による社会貢献
- (3) 学生による社会貢献に関する教育
- (4) 学生による社会貢献に関する研究・調査
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

（申請手続き）

第4条 センターに登録しようとする者は、福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター登録申請書（様式1号）をセンター長に提出するものとする。

- 2 センターに社会貢献・ボランティアを依頼しようとする者は、福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター依頼申請書（様式2号）をセンター長に提出するものとする。

（登録の可否）

第5条 センター長は、前条の申請がなされた場合、センター運営部会にて登録の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（登録期間）

第6条 登録の期間は、申請があった日から2年間とする。登録を更新する場合は、第4条と同様の手続きを行うものとする。

- 2 登録期間中に登録内容に変更があった場合は、変更した内容をセンター長に提出する。
- 3 登録の取り消しを希望するときは、センター長に申し出る。

（登録の抹消）

第7条 センター長は、次の各号に該当する場合、登録を抹消することができる。

- (1) 登録した個人が死亡した場合
- (2) 登録した団体がなくなった場合
- (3) 第2条に掲げる登録要件に反する活動を行った場合
- (4) その他、センター長が不適切と認めた場合

(個人情報の取り扱い)

第8条 センター長は、登録に関して知り得た個人情報について、「福岡県立大学個人情報保護規程」に基づき、適切に取り扱うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、施行について必要な事項は、センター運営部会で協議して定める。

附 則

1. この要綱は平成21年12月14日から施行する。